

○国土交通省告示第四百九十九号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第三項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示

本則中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。